

官報

号外 昭和四十五年四月三日

○第六十三回 参議院會議録第九号

昭和四十五年四月三日(金曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第九号

昭和四十五年四月三日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(昭和四十五年度地方財政計画について)

第二 地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第三 勤労青少年福祉法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○副議長(安井謙君) 諸般の報告は、朗誦を省略いたします。

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 中尾 辰義君
- 社会労働委員 柏原 ヤス君
- 運輸委員 森 勝治君
- 通信委員 鈴木 強君
- 予算委員 鈴木 亨弘君
- 同 鈴木 一弘君
- 同 高山 恒雄君
- 同 山田 勇君
- 同 長屋 茂君
- 決算委員 同

昭和四十五年四月三日 参議院會議録第九号 議長の報告

○議事日程 第九号

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

昭和四十五年四月三日 参議院會議録第九号

議長の報告(會議
法律案(趣旨説明))

國務大臣の報告に關する件(昭和四十五年度地方財政計画について)及び地方交付税法の一部を改正する

議院運営委員 田淵 哲也君
憲前委員 山高しげり君

同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 高山 恒雄君(高山恒雄君の補欠)
昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 鈴木 強君
社会労働委員 塩見 俊二君

同 山下 春江君
同 和田 鶴一君

農林水産委員 渡辺一太郎君
運輸委員 加瀬 完君

同 近藤英一郎君
同 中村喜四郎君

同 向井 長年君
同 渡辺 武君

同 植木 光教君
同 玉置 猛夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 加瀬 完君
社会労働委員 和田 鶴一君

同 渡辺一太郎君
同 塩見 俊二君

農林水産委員 山下 春江君
運輸委員 鈴木 強君

同 玉置 和郎君
同 玉置 猛夫君

同 片山 武夫君
同 春日 正一君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

法務委員会 近藤英一郎君
理事 河口 陽一君(河口陽一君の補欠)

文教委員会

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

電氣工業事業の業務の適正化に關する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
造船局特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託
港灣法及び港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託
同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

船員法の一部を改正する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

金融機関が中小企業者に対して金銭の貸付け等を行なう場合における拘束性預金等の防止に關する法律案(春日一幸君外二名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。

農民年金法案(芳賀貞君外十四名提出)
同日委員長から左の報告書が提出された。

勤労青少年福祉法案可決報告書

○副議長(安井謙君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、國務大臣の報告に關する件(昭和四十五年度地方財政計画について)及び

日程第二、地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

自治大臣の報告及び国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を求めます。秋田自治大臣。

〔國務大臣秋田大助君登壇、拍手〕
○國務大臣(秋田大助君) 昭和四十五年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和四十五年度の地方財政につきましては、最近の經濟情勢の推移及び地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、行政経費の効率化と重点化に徹し、節度ある行政運営を行なう必要がありま。

昭和四十五年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定することといたしました。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、事業税等についてその軽減合理化をはかることとあり、減税の総額は七百三十八億円となるのであります。

第二は、行政の広域化への要請にこたえて広域市町村圏の振興のための体制を整備することであり、そのため、地方交付税、地方債等を通じて所要の措置を講ずることといたしました。

第三は、都市化の著しい進展に対応し、都市財源を強化して都市行政の充実をはかることとあります。そのため、一、法人課税の増徴に伴い市町村税源を充実するほか、二、人口急増地域における各種の施設整備の推進、三、公共用地の先行取得を円滑化するための措置の強化、四、地下鉄の建設及び経営に対する助成措置の拡充などをはかることといたしました。

第四は、過疎地域の振興をはかるため総合的に過疎対策を推進することとあります。そのため、過疎対策事業債制度を創設するとともに、辺地対策事業債を充実することとするなどの措置を講じております。

第五は、住民の日常生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を推進して、住みよい生活の場を整備することとあります。そして、その重点は、一、地下道、下水道及び清掃施設の整備、二、交通安全対策、公害対策の推進、防災、救急体制の整備などに置いてあります。

第六は、地方公営企業の經營の基盤を強化して、その健全化をはかることとあり、そのため、地方公営企業に対する貸付資金の増額をはかることとあり、公営競技収益金の一部の公営企業金融公庫への導入等による貸付条件の改善などをはかることといたしました。

第七は、地方財政の健全化を推進するとともに、財政秩序を確立することとあります。そのため、地方交付税の総額について、その確保をはかることとあり、昭和四十五年においては、その増加状況等を勘案し、所要の特別措置を講ずることといたしました。

なお、地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を確保することといたしました。

以上の方針のもとに、昭和四十五年の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は七兆八千九百七十九億円となり、前年度に対する増加は一兆二千五百八十二億円、一・八・九%となるのであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

地方交付税の算定については、市町村道その他各種公共施設の計画的な整備に要する経費その他給与改定の平年度化、各種の制度改正等に伴い増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用の改定等を行なうとともに、最近における社会經濟の進展に対処し、それぞれの地域の特性に即応した財源措置の強化をはかってまいりたい所存であります。

なお、昭和四十五年分の地方交付税の総額については、三百億円の減額措置を講ずるとも

に、昭和四十五年度までの繰り延べ額の総額九百十億円は、昭和四十六年度分から昭和四十八年度分までの地方交付税の総額に加算することとしたしております。

以上が、昭和四十五年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○副議長(安井謙吉) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫君 私、日本社会党を代表し、地方交付税法の改正案並びに昭和四十五年度地方財政計画について質問いたします。

近年、予算編成期における自治、大蔵両省間の地方交付税をめぐるやりとりは年中行事化し、その論争の行き着くところ、地方交付税の本質をどう見るかというところまでできてしまっていることは、総理も御承知のとおりであります。そして結局意見が真二つに分かれてしまっているというところは、この論争が繰り返されても、もう何も生まれてこないことを意味していると思ふのであります。国民は、この非生産的なやりとりを、いささかうんざりしております。こんな状況をいつまで続けるつもりなのか、私はこれは内閣の責任だと思ひます。中央各省庁の官僚の間に意見の相違があるのは、むしろ当然であります。それが一たび大蔵ベースの問題となり、内閣の意思となるとき、それは一つのものでなければなりません。大蔵大臣と自治大臣の考え方の違いが公になるなどということは、本来許されぬことではなないでしょうか。それどころか、福田大蔵大臣は、第六十一国会においては、「地方交付税は地方団体の固有の財源である」と言明しておきながら、今国会では、衆議院予算委員会のやりとりを通じて、「交付税は国の財源です」と、言を左右にし、官僚ベースの対立に拍車をかける結果を招来していることは見のがせません。総理は率先してこ

の問題に断を下してもよいころだと思ひますが、いかがですか。私のきよりのこの質問に対する答弁によつて、交付税の本質を内閣の意思としてはっきりさせていたいただきたいと思ひます。

次に、地方交付税制度に年度間調整を導入する問題について総理にお尋ねいたします。

昭和四十四年度の予算編成過程で取りかわされた自治、大蔵大臣間の覚え書き以来、政府部内では、地方交付税制度に年度間調整を導入する方向に傾きつつあるようであり、私がここで総理にお尋ねしたいのは、この問題が出てきた経緯であります。この問題は、昭和四十年十二月四日付で取りかわされた大蔵、自治両大臣間のいわゆる出世払いの覚え書きに端を発しているの

であります。そして昭和四十三年、この出世払いの覚え書きの履行、不履行をめぐって自治、大蔵両省間のやりとりがあり、この覚え書きをなきものとすかわりとして、地方交付税総額から四百五十億の減額特例措置がとられ、そして四十四年度六百九十億、四十五年度三百億円と、同様の措置がとられてきた。その一つの帰結として年度間調整が検討されることとなつたわけであり、内閣が大局的に地方財政をどうするかというところを考へて出された結論ではなくて、官僚ベースの予算ふんどし合戦の一つの帰結として表面化したものであります。それが証拠には、前の自治大臣も、年度間調整は本来地方団体が自主的に行なうべきものであるけれども、大蔵との関係でやむを得ないという趣旨のことを何度か述べています。このように、中央官僚間の均衡関係の一つの帰結として出されてきた年度間調整が、地方自治体の財政自主権を侵害する危険性をそもそも内包したものだと思ひますが、この点について、総理はどのようなお考えになりますか。また、昭和四十四年六月五日の衆議院地方行政委員会が、「地方交付税が地方の固有財源であることにかんがみ、国税取納金整理資金から直接交付税及び譲与税配付金特

別会計に繰入れる措置の実現に努力することにも、年度間の調整等の措置は、地方自治体の自主的立場において行なうべき指導すべきこと。」を、地方交付税法の改正案に附帯決議しておりますが、総理は、これを尊重されますか、いかがですか。自治大臣並びに大蔵大臣にお尋ねいたしますが、この年度間調整をめぐる両省間の折衝は、いまだこまで進み、そこでは何と何が論点となつておりますか、両者の考え方をできるだけ具体的に示してください。

次に、特別事業債償還交付金を、向こう二年間、特別事業債償還費として基準財政需要額に算入する問題であります。これは昭和四十一年の国債発行や減税に伴う地方交付税のへこみを起債に回し、その分を国が責任を持つという形で特別事業債償還交付金が生じたことは確認されておりますが、私がここで自治大臣に質問したいことは、大蔵大臣がはつきり認めているように、経緯はいま述べたとおりであり、約束もしたけれども、財政事情の変化があり、まさに国の財政事情で大蔵省が自治省に協力をしてもらつたというところから見て、地方交付税制度のサイドから見てどうかという問題であります。そもそも地方交付税がその年度の財政需要を保障するものである以上、地方債償還費という過去の財政需要を基準財政需要額に算入すること自体にも問題があるところであり、一定の理由のあるものについてのみそのなつてはつきり認めておられます。土地開発基金費についても同じことが言えるのであります。今回の措置のような全く国の財政的事情で基準財政需要額に算入し、そこから逆算的に単位費用をはき出すというやり方がとられると、一体標準団体というモデルのモデル計算を媒介として、あるべき行政水準を設定するという地方交付税の基本理念はどこへ行つてしまつたのかと言いたくなるのであります。この点、自治大臣はどのようにお考えになりますか。また、この措置は、法人税が引き上げられた二年間の措置であ

ります。つまり、この二年間、地方交付税の総額がその分だけふえたという判断のもとにこの措置がとられたと言ふことができません。ここには、明らかに交付税の総額の増減に対する判断が無媒介的に存在するのであります。しかし、そもそも地方交付税の総額とはそういうものでしょうか。三二〇という形で法定をされ、その総額がきめられているといつても、その底には、基準財政需要額を決算実績など、客観的数値とのかかわりあいにおいて算定し、それを基礎に総額もきめられていくというたてまえがあるはずであります。そのたてまえはどこに行つてしまつたのでしょうか。このようなことが繰り返されていくうちに、自治省がその精緻さを誇る基準財政需要額の算定方法の存在意義が問われ始め、大蔵省が言つてはいるように、単なる配分基準にすぎないものになつていつてしまふのではないのでしょうか、その点いかがですか。

次に、昭和四十五年度地方財政計画に関連して質問いたします。

まず、税制改正の問題であります。国税所得税の課税最低限は、このたび標準世帯約百三万円とになりました。住民税の課税最低限も引き上げられました。その開きは相変わらず三十万円程度であります。住民税が特に低所得者にとって所得税以上に重税の深い税であることにかんがみ、総理もそれをさらに引き上げていくことを明らかにされておられますが、政府部内の中に、一方では負担分限の原則などのかかわりあいを述べて、この所得税と住民税との課税最低限の差を説明する向きもありません。そこで、はつきりさせていたいただきたいのですが、住民税の課税最低限を所得税のそれに一致させるおつもりがあるのか、あるいはその程度のところまで持つていくつもりなのか、その目標をお示しいただきたいと思ひます。また総理は、住民税の所得税への付加税方式を採用したい旨を発言されておられますが、自治大臣はこれに反対だそうであります。総理のあのお考えに交

昭和四十五年四月三日 参議院會議録第九号 国務大臣の報告に關する件(昭和四十五年度地方財政計画について)及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二五〇

わりはありませんか。
次に電気ガス税の問題であります。この税については、池田前総理がはつきりと、悪税である、やめるべきであると述べられ、佐藤総理も、昨年の予算委員会で、これは依然として悪税に間違いございませんと述べておられます。しかるに、佐藤内閣は、この電気ガス税について、税率引下げも行わず、相も変わらず免税点の引き上げでお茶を濁しているにすぎません。はたして総理は、この悪税を廃止するつもりがおありになるのですか、あるとすれば、いつごろそれをやるおつもりなのか、具体的に伺お聞かせください。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたします。
これは道路にかかわる公共事業の特例補助存廃をめぐって、今度の予算編成過程でも問題になったところであり、国と地方とを比べてみた場合、道路特定財源の国への偏在はおおむねありませぬ。このまま放置するならば、新道路整備五カ年計画は、地方自治体にさらに一そう過重負担をしいることとなり、五カ年計画そのものがこの側面から崩壊することにもなりかねない状態でありませぬ。自動車新税なども話題になって消えたようでありませぬが、大蔵大臣は、この新道路整備五カ年計画の実施に伴う地方団体の道路特定財源の強化について、どのような腹案をお持ちですか、お聞かせください。

自治大臣にお尋ねいたします。今回の改正によって、府県から市町村に対し〇・二%の税源移譲があったようですが、いわゆる都市問題に直面している大都市にとって、この程度の税源移譲で十分であるはずがありません。今後都市問題の解消という観点から、大都市の税源拡充の方向をとるおつもりがあるのかどうか、あるとすればどのような形でそれをやるつもりなのかお聞かせください。なお、同時に、今回なされた二府県以上にまたがる法人の事業税の分割基準の改定は、平年度東京から五十億、大阪から十億の財源を奪い、大都市問題解決の方向に逆行するもの

であり、人々の口の端にのぼっていること、東京へのいやがらせとしか思われませぬが、その点いかがですか。
次に、公営ギャンブル問題で総理に伺います。美濃部東京都知事が、公営ギャンブル廃止の方向を打ち出して以来、その賛否をめぐる論議が、マスコミなどの場では主としてギャンブル是非か非かというかたちで、はなやかであります。しかし、わが国の公営ギャンブルに關する方向は、昭和三十六年七月二十五日付の公営競馬調査会答申の、「現行制度の存続を認め、少なくとも現状以上これを奨励しない」という方向で確定しているのではありませんか、すでにそれ自体としての論議の余地はないのであります。問題は、幾種類もの競馬や競馬の新聞がますます盛り上がり、週刊誌の予想やテレビのコマーシャルまでがギャンブル熱をおおっている状況の中で、よほどの積極的姿勢を示されない限り、「少なくとも現状以上にこれを奨励しない」という行政の方向は堅持できないというところでありませぬ。現に全国の公営ギャンブルの開催の延べ日数はふえるばかりです。売り上げも五年前の二倍半にならうとしております。こうした中において、美濃部知事がさまざまな財政的困難を十分認識しつつ都営ギャンブル廃止の方向を打ち出したのであります。どうして政府はそれを地方自治体の英断として積極的に支持されないのですか。私はそれぐらいにしてはじめて「少なくとも現状以上にこれを奨励しない」という政府の方針も真実味を帯びると思ふのであります。しかるに自治省は、ギャンブルを廃止できるほど財政の余裕があるなら水道や地下鉄工事の地方債を減額したらどうかなどという、いわゆるギャンブル財政論の立場に立つて、これに対してきわめて冷淡な態度をとりました。また、今回ギャンブル収益金のうち一%を公営企業金融公庫に吸い上げて、公営企業にかかる地方債の利子引き下げに用いようというところが予定されているようであ

りますが、行政需要の地方財政とのアンバランスが解消するところか、むしろ拡大する傾向の中で、総理は、ギャンブルによる収益金が地方財政構造の中にこのように組み込まれ、固定化しつつある事態について、どのようにお考えになりますか。また、新聞報道によれば、三月二十六日、農林省は、東京都が公営ギャンブル廃止の第一歩とした開催権を返上した四回分の競馬開催を特別区及び周辺の市に肩がわりさせる方針をきめたそうでありませぬが、総理は、この都営競馬廃止の骨抜き措置を、一体どのようにお考えになりますか。「少なくとも現状以上に奨励しない」という政府の方針を現実化していくためには、こうした農林省の態度を改めさせるべきだと思いますが、いかがですか。

最後に、地方交付税や地方財政計画と地方自治との関連について、総理の所信をお伺いしておきます。私は、地方交付税の算定の際に設定される基準なり、地方財政計画策定の際に想定される行政水準なりというものは、いわゆるナショナル・ミニマム——国民的最低基準であるべきだと思います。識者の見解も大体そういうところにあるようでありませぬ。そしてその最低基準の行政水準を各地方自治体が自主的に実現していくところ、こうした国のレベルでの基準と地方自治との調和もあるものであります。しかるに、最近の自治省の指導は、地方交付税なり地方財政計画なりで設定される基準をナショナル・マクシマム——国民的最低基準で考えている節があります。先刻話題になった、東京都が人事委員会勧告を完全に実施しようとしたた一カ月分の地方自治にけちをつけたのもその例です。また、これはつい最近のことですが、地方自治体が自主的に実施している児童手当にまで難くせをつけたなどは、その最もよい例であります。この児童手当については、去る三月二十五日の決算委員会において、各自治体ごとに実施されている児童手当制度と政府が実施しようとしているそれとの関連をただした

私の質問に答え、厚生省は、むしろ、再三の約束にもかかわらず、政府の実施がおくれている責任を痛感した答弁をしているのであります。総理も、その早期実現を何度か約束した責任者として、その政治責任にかんがみて、自治省のこの態度をたしなめるべきだと思いますが、いかがですか。以上で私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(佐藤榮作君) 和田君にお答えいたします。
まず、地方交付税の基本性格についてであります。その理解において、大蔵省と自治省の事務当局において微妙なニュアンスの差のあることは私も承知しております。問題は、国と地方が互いに協力して国民福祉の向上につとめてまいり、その姿勢にあるものと、かように私は考えております。そして、現に国と地方の財政はともども健全かつ適切に運営され、わが国経済の発展と国民福祉の向上に寄与してきたものと、かように考えております。交付税が地方の自主的財源である、これは法律の定むるところでございますから、いままさら私から説明を加えるまでもございません。また、地方交付税の年度間調整につきましても、同様の趣旨におきまして考えるべき問題であると考へます。地方交付税は、その総額が国税三税に直接リンクしているために景気動向に対してかなり敏感に変動するという性格を持っており、景気のいかによる地方財政変動の一因となっておりますので、地方財政の安定的な運営と長期にわたる健全性を確保し、わが国経済の安定的な成長を期するためには、地方交付税については、なるべく年度間調整が行なわれることは適切なことと私は考へます。その具体的あり方につきましては、なお検討すべき多くの問題がありますので、今後、慎重に検討を重ねてまいります。すでに法律で定められていること、これを忠実に守ること、これは政府の当然の責任でございます。次に、電気ガス税についてお尋ねがありました

私の質問に答え、厚生省は、むしろ、再三の約束にもかかわらず、政府の実施がおくれている責任を痛感した答弁をしているのであります。総理も、その早期実現を何度か約束した責任者として、その政治責任にかんがみて、自治省のこの態度をたしなめるべきだと思いますが、いかがですか。以上で私の質問を終わります。(拍手)

私の質問に答え、厚生省は、むしろ、再三の約束にもかかわらず、政府の実施がおくれている責任を痛感した答弁をしているのであります。総理も、その早期実現を何度か約束した責任者として、その政治責任にかんがみて、自治省のこの態度をたしなめるべきだと思いますが、いかがですか。以上で私の質問を終わります。(拍手)

私の質問に答え、厚生省は、むしろ、再三の約束にもかかわらず、政府の実施がおくれている責任を痛感した答弁をしているのであります。総理も、その早期実現を何度か約束した責任者として、その政治責任にかんがみて、自治省のこの態度をたしなめるべきだと思いますが、いかがですか。以上で私の質問を終わります。(拍手)

私の質問に答え、厚生省は、むしろ、再三の約束にもかかわらず、政府の実施がおくれている責任を痛感した答弁をしているのであります。総理も、その早期実現を何度か約束した責任者として、その政治責任にかんがみて、自治省のこの態度をたしなめるべきだと思いますが、いかがですか。以上で私の質問を終わります。(拍手)

年度からスタートしようという事に相なりますが、その財源は多少いまの税体制では不足をいたします。その不足をどういうふうに埋めていくかということ、四十六年度予算編成をめぐりにいたしまして、これを策定したいと、かように考えておるのであります。その際に、地方の財源につきましても十分配慮しなければならない、さように考えております。(拍手)

○副議長(安井謙吉) 阿部憲一君。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

○阿部憲一君 私、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました昭和四十五年度地方財政計画及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対し、政府の所信をお伺いしたいと思います。

まず総理にお尋ねしたいことは、内政の年の中身についてであります。一九七〇年代の開幕の年にあたって、それは単に地方自治にとって年度が変わったというだけではなく、地方制度のあり方についても大きな曲がりかどを意味しており、新しい社会経済に適應する制度の抜本的改正を要する時期にきているのではないかと、このことである。

シャープ税制以来二十年、「地方行政は地方自治体の手で」という原理原則論に立って地方財政問題も扱われてまいりましたが、その後の経済社会構造の著しい変化に伴って、過疎、過密の深刻

化、交通災害、大都市財政、地域開発、各種の公害等複雑化し、しかも、長年の産業優先、生産第一主義の政府施策はさまざまのひずみを生み、国民総生産は自由世界において米國に次ぐ世界第二位を占める経済大國に成長しながら、一方では、国民生活に直結する住宅、道路、下水道、教育施設等、各種の生活環境施設及び社会保障制度の現況は、欧米先進諸國の水準よりも十数年もおくれているのであります。七〇年代こそ、この著しい立ちおくれを是正するために、社会資本の投下、充実を最優先とする政策を実施しなければならぬと思ひます。したがって、住民生活に直結する地方財政のあり方については、早急に再検討しなければならぬと思ひます。

そこで第一の問題は、年中行事と化した毎年の予算編成にあつたての地方財政をめぐる大蔵省と自治省の財源争いであり、四十三年度の予算編成時から始まった地方交付税の貸借争いは、その後の四十四年度に引き続き、ついに四十五年年度予算編成まで尾を引いて争われ、未解決のまま昭和四十六年度予算編成を迎えんとしております。しかも、貸借関係が一応清算される予定年度は昭和四十八年と現在のところきまっておりますが、総理は、一体、このよりの財源争いをいつまでお続けになるお考えなのか、お伺いいたします。

次にお尋ねしたいことは、地方制度の改革についてであります。この問題は、戦後幾たびか論議が

かわされてまいりましたが、政府の行財政にわたる改革は、小手先だけの改正、継ぎはぎだらけの糊塗政策に終始して、一向に前向きな姿勢になっておりません。申すまでもなく、経済の高度成長と社会の急激な変化発展は、種々の行政上の矛盾を生み、地方制度の改革を求めておりますが、その一つである広域行政をとらえてみても、市町村段階においては自治省の計画実施しようとする広域市町村圏あり、一方には、建設省の主唱する地方生活圏中心構想があります。さらに、府県段階におきましては、政府の唱える都道府県合併論がありますし、また、財界が強力に推す道州制論があります。このように、地方財政の改革については、政府内にも著しい意見の不統一が見られますが、総理は、今後の地方制度のあり方をどのようにお考えになっておられるか、お伺いしたいのであります。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたします。大蔵当局が申すまでもなく、地方財政の状況は、三十九年、四十年の赤字苦境の時代からは確かに脱出し、数字の上、総ワクの上では好転しております。しかし、前に述べましたように、経済社会の著しい変化に伴う財政需要の急増は、とうてい地域住民の要請に追いつかず、長年にわたる高度経済成長のひずみは、生活環境の立ちおくれを一層深刻化させております。ただいま御説明のありました昭和四十五年度地方財政計画でも、総ワクでは七兆九千億円から八兆円に近い国の予算規

模に匹敵する大型には相違ありませんが、いままでのあまりにも貧困であつた地方財政の实情と激しい社会構造の変動に伴う財政需要の急増を考えれば、決して過大とは申せません。むしろ当然であり、大蔵当局のごとく決算上の数字をとらえて地方財政好転論を吹聴してみても、決して行政水準は向上するものでもなく、長年の赤字財政に苦しみ抜き、やらねばならぬ事業も手控えて、無理やり決算の帳じりを合わせるためにきゅうきゅうとしてきた地方団体にしてみれば、これからが住民サービスのほんとうの仕事のしどころであります。地方財政が好転した、財政規模が膨張したとは申しながら、地方道の改良舗装、下水道の普及、都市周辺地域の人口増に伴う必然的な財政需要の増大や、過疎、過密、公害等の新たな行政需要の登場などを考えるときに、はたして三千有余の地方公共団体にとって、交付税その他の補助金を配分してどれだけの効果、レベルアップが期待できるでしょうか。国と地方との年度間調整を全く否定するものではありませんが、このような地方住民に直結する地方財政は、本質からいって國の景気調整とはなじまないものであり、それを数字や総ワクの上だけにとらわれて、中身を見ず、無理やりに調整しようとするところに争いが起こるのではないかと、このことについて、今秋また四十六年度の予算編成期を迎えるわけであり、大蔵大臣は、今後この問題をどう対処なさるおつもりか、お伺いいたします。

次に、自治大臣に二、三の点についてお伺いいたします。

第一には、地方の長期の財政基本計画についてであります。大臣は、先ほど、昭和四十五年度の地方財政計画の説明にあたって、行政経費の効率化及び重点化に徹し、節度ある財政運営を行なうと申されておりますが、地方行政には従来からあまり長期的な計画の展望も見当たらず、年度ごとに地方財政計画の書きかえのみに終始し、将来にわたっての地域開発や国民生活水準向上に対する長期計画も予算的裏づけもないようであります。

現在、国のほうには、その成果は別として、経済、道路、住宅総合開発等、長期的ビジョンの上に立って施策が推進されております。内政を担当する自治大臣においては、今後の地方行政全般にわたって長期の基本計画を立案する御用意があるかどうか、御所信をお伺いいたします。

第二は、住民税の減税についてであります。四十五年度の改正案によりますと、標準世帯の課税最低限を十万五千円に引き上げ、七十二万九千円とすることになっておりますが、所得税のそれと比較しますと、依然約三十万円ばかりの開きがあります。一向に改善されておられません。これは、政府や、税制調査会のいう地域社会の負担分任の考え方に基づくものと思えますが、これこそ大衆課税を合理化したものであり、この負担分任の押しつけは住民に耐えがたい重税感を与えているのであります。一方では、四十五年度の地方税の自

然増収が約六千六百億円と見込まれ、これに対して住民税減税額はわずか自然増収の一割にも達しない六百五十四億円であります。これでは、地方団体から三年連続で地方財源を国に貸す余裕があるくらいなら、もっと減税しろとの声が出るのは当然であります。わが党は住民税の課税最低限を標準世帯百万円まで引き上げるべきであると、従来より主張いたしてまいりましたが、自治大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

もう一つは、先刻も触れられましたが、電気ガス税の問題でございます。前の総理池田さんも、また、現佐藤総理も、国会答弁において繰り返し電気ガス税は悪税である、なるべく早い機会に全廃したい、こういうふうな約束されております。自治省は、これにかわるべき市町村の財源がないという理由で廃止に踏み切らず、今日まで引き延ばしてきたのが実情のようでありまして、物価抑制の上からも、悪税論以来六年も経過した今日、断固として全廃すべきものと思えますが、これについて自治大臣の御決意を伺いたいと思えます。

最後に、水田買い上げ構想について総理にお伺いいたします。米の生産調整に関連して、減産五十万トン相当の水田を地方公共団体及び民間に買い上げさせようという政府苦肉の水田買い上げ構想であります。これは政府の減産目標百五十万トンのうち五十万トンを、約十一万ヘクタールの水田を地方団体と民間の買い上げによってまかなおうとするものでありますが、現在、地方団体が

年々取得している公共用地は約三千ヘクタール程度でありまして、今後の需要を見込み、どんなに努力しても一萬ヘクタールの取得が関の山ではないかと思われるのであります。しかも、売り出されるのは山間や谷間の不良田ばかりで、公共用地に向く美田の買収はなかなか期待できないでありましょう。また、民間の買い上げを無秩序に許すと、地価の高騰やスプロール化を誘発するおそれが多分にあります。結局は奨励金の配分にせよ、農地買い上げ対策にせよ、政府の総合農政のしりぬぐいは全部地方公共団体に押しつぶされること

が予想されるのであります。これに対する総理の御所見はいかがでございますでしょうか。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

〔国務大臣(佐藤榮作君) 阿部君にお答えいたします。〕
国の予算編成に際し、地方交付税や国庫補助、それから負担金などのあり方をめぐりまして、国と地方のそれぞれの立場から種々論議がかわされ

私は、いたずらに国家財政と地方財政とを対立的にとらえた論議を繰り返すことは、単に地方制度のあり方という見地からのみならず、わが国の内政のあり方という見地からも適当でない、かように考えます。地方財政は、現在、住みよい生活の場を整備するため、過密過疎対策をはじめ各種の施策を積極的に推進すべき時期に直面しておりますが、これらの事業は国と地方が一体となって推進すべきものであり、また今後とも、そのよ

うな気持ちにおいて財政運営を行なうてまいる考えであります。
次に、経済の高度成長と社会の発展、変化によりまして、広域行政の必要性が一そう強くなっていることは御指摘のとおりであります。将来にわたる地方制度の基本的なあり方につきましては、道州制の問題をはじめ、各方面において種々の構想が示されており、また地方制度調査会におき

ましても検討が進められているところでありまして、問題が問題だけに、多くの構想が生まれることはむしろ当然であり、これを意見の不統一というのは当たらないのではないだろうかと思えます。また、理想論を机上で描いていても全く意味がないので、多くの関係者に共感の得られる、実現可能性のある案をつくり出さなければなりません。政府としては、多くの御意見を十分しんしゃくして慎重に検討すべき課題である、かように私は考えます。
最後に、米の生産調整についてお尋ねがありま

昭和四十五年四月三日 参議院會議録第九号

國務大臣の報告に関する件(昭和四十五年地方財政計画について)及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

した。この生産調整の一環として計画した十一万五千ヘクタールの買収は無理ではないか、また、これを地方団体に押しつけているのではないかと御批判でありましたが、私も率直なところ、これはなかなか容易なことではない、かように考えております。しかしながら、当面の米の需給調整が円滑に進むことが、日本農業の転換のため何よりも大切である。その意味合いにおいて、さきの施政方針演説においても、農民諸君、農民団体のみならず、地方公共団体の御理解と御協力を希望したのであります。私は、関係者各位の一致協力によりまして、この計画が何とかして達成されるよう、心から期待するものでございます。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

地方財政が非常に好転しているということをお言っているのはどういふわけかと、こういうことでありますが、私はそのとおりに考えております。つまり、これは数字も、あらゆる角度から検討いたしましたも、これを示しているわけでありまして、四十三年度決算を見ますれば黒字が実に千九十四億円、それから積み立て金がその上千九百十三億円、合わせて三千七億円の実質剰余がある、こういう状態でありまして、また、四十四年度以降におきまして、財政は非常に好調でありまして、財政計画の規模のごときも国のほうでは四十四年度が一・八・八の拡大、地方では一・八・

五の拡大である。四十五年度は一七・九%が中央、それに対して地方では一八・九%であるというふうな拡大の状況であります。これをまかなう財源はどうかというと、国のほうでは公債の依存度が四十五年度では五・四、しかし、地方ではそれが四・六である、こういう状態でありまして、それから、したがって、一般財源が非常に伸びてきております。六五・五%が一般財源である、こういうふうな状態でありまして、まあどこから見ても地方財政が好転しておるといふことは、私ははっきりしておると、かように考えております。四十六年度以降どうするかという話であります。私は、中央、地方、これは車の両輪だと、そういう考えであります。互いに相助け、助けられ、そして地域社会を守る、こういうことかと思えます。で、年度間調整につきましては、今後とも制度的な面を鋭意検討していきたい、さように存じております。(拍手)

〔國務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○國務大臣(秋田大助君) 今後の地方行政に課せられた問題は多々ございます。過密、過疎の問題の解決、あるいは均衡のとれた地方の開発等、地方社会資本充実を期しながらこれらの仕事をやってまいるためには、長期計画の必要なることは論をまたないのでございます。しこうして、そのできました長期計画を計画的に実行することが必要であらうと思っております。

情報化時代に処しまして、PPBS方式等も

云々されるのでございますから、地方行政財政の運用につきましても、これら情報を処理する新しい手法等も取り入れまして、長期計画の作成を期してまいりたい。従来その趣旨で地方公共団体等も指導してまいりましたが、本省においてもまたひとつ画期的な手法を用いまして長期基本計画をつくってまいりたい、もって地方行政の近代化に資したいと考えておる次第でございます。

住民税の課税最低限を百万円に引き上げると。要するに、これは所得税の課税最低限と同一歩調をとれという御発想であらうと思うのでございませぬ。所得税並びに地方住民税の税の本質の差ということは、あえてここに論じませんが、しかしながら、やはり低額所得者の税負担の軽減ということを十分考慮しなければならぬのでありまして、さればこそ、昭和四十五年度の住民税の課税最低限の引き上げ額は所得税のそれよりも多少上回っておるのでありまして、それだけ差を縮めておるところの自治省の努力というものはひとつお買い願いたしたのでありまして、今後この方針によりまして経済の状況等を考慮しつつ、地方財政の全般をにらみつつ漸次その差を縮めていくことに努力をいたしたいと考えております。

なお、電気ガス税の悪税論でございますが、これは生活必需物資、消費物資に対する課税という点について、いわゆる悪税論が出ておるのであると承知をいたしておりますが、今日のところ、この税は住民税なりあるいは固定資産税を補完す

るところの地方税法系における基本的税収をなすものでございますし、これにかわる税収をいたしまして、たばこ専売益金を全額こっちへ持ってきただらうだという御意見もありませんけれども、すでに四七・二%もたばこ消費税は専売益金のほうから繰り入れられている関係もございまして、将来、電気ガス税の免税点はだんだんひとつ経済の情勢に応じて引き上げ、かつその税率はある程度引き下げる、この二方法によりまして適正を期してまいりたい。いま直ちにこれを全廃するということとは、地方税収財源等の関係から、そこまでは踏み切れないが、漸次この電気ガス税についての内容の改正を期してまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(安井謙君) 村尾重雄君。

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 私は、民社党を代表して、ただいま提案されました地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十五年地方財政計画に関連いたしまして、若干の質疑をいたします。

まず、総理にお尋ねいたします。総理は、今国会冒頭の施政演説の中で、一九七〇年代において国民総生産は二千億ドルをこえ、十年後にはさらに三倍程度に増大することも不可能でないといふ自負しておられます。しかし、国民総生産がいかに増大しようとも、真に国民の生活の充実につながる

ためには、経済成長のひずみを是正することが最も重要であります。すなわち、公害、交通、住宅など生活環境施設整備、社会資本の充実をはからなければ、この問題の解決はあり得ないと思えます。すなわち、その実施について、その大部分をゆだねております地方公共団体の努力に待たなければならず、この意味において、地方公共団体の責務はきわめて重大であると思っております。したがって、政府としては、地方自治の尊重、住民福祉を充実するために、地方財政の強化に最大の努力を傾注する任務を負っているのですが、最近における政府の方針は、ややもすれば地方財政を弱体化させる傾きを見せており、いわゆる三割程度の地方自主財源で、本来的には政府財政に依存せざるを得ない地方財政を一そう困難化せんとしておりますが、このような状況の中で、総理は、地方に対する国の責任遂行について、どのような方針でおられるのか、その所信を承りたいと思えます。

また、最近急激な社会構造の変化は、人口の激しい流動化を伴い、過密、過疎を生ぜしめております。この解決は、当面地方自治の大きな課題であり、さらにその他公害対策、交通対策など、財政需要の増大の要因を数多くかかえており、財政力の低い地方公共団体にとりましては、まさに手に負えない結果となっております。重ねて総理に、長期展望の中でこの点をどう考えておられるか、御見解をば承りたいと思っております。

次に、地方交付税の減額措置について、関係大臣にお尋ねいたします。

地方制度調査会の答申によれば、地方交付税は、本来国との間の税源配分の一環として設けられていた地方公共団体固有の財源であると、その性格を明確にしております。また昨年、先ほど質疑もありましたが、自治大臣と大蔵大臣との間に、昭和四十三年度、四十四年度においてとられた交付税の国と地方との貸借の特別措置は今後とはならないとの覚書きをかわしておられることは御承知のことと思えます。しかるに、今回交付すべき交付税の総額は、三百十億円を減額した額とすることになっております。これは交付税の性格をますます不明確とするものであります。いやしくも一省の責任者たる大臣たるものが、お互いの約束を一片の紙切れ同様に破り去ることは、国政をあずかる者のとるべき姿勢でないと思っております。それを国の財政の都合により、かつてに削減しようとすることは断じて承服できないところであります。七〇年代は内政の年と言われる政府の態度に反すると言わざるを得ません。かかる意味から、減額措置を直ちに撤回すべきであると考えますが、総理、自治、大蔵各大臣に責任ある答弁を求めらるものであります。また、地方交付税の性格とはいかなるものであるか、この際あらためてお伺いしたいと思います。

次に、地方財源の確立についてであります。現在の国と地方との財源は、国が七〇%、地方が

三〇%となっておりますが、実際に使用する場合には、地方が六五%、国が三五%と、収入支出において全く逆となる不合理な制度となっております。私は、これが地方財政の強化策として、当面、これも触れられたことばであります。この専売益金を地方に移譲すべきことを主張します。政府は、これは国が行なっている事業益金だから地方に回すのは筋違いだと言われておりますが、これは専売公社を私企業の観点でのみ見る官僚の私言であろうと思えます。国、地方の財源も国民に奉仕するためのものでありますから、専売益金も、この際、地方に移すことが最も適切な方法であろうと思えます。

また、わが国の道路舗装率は一一%、先進国の七〇%以上に比べ著しく立ちおくれしております。中でも、国道が七四%舗装されているにもかかわらず、住民が日常生活する身近な市町村道は、わずかに五%しか舗装されていないのが現状であります。したがって、市町村道整備目的財源として、揮発油税の一部を市町村に移譲すべきと思っております。このような税財政改正を執行することによって、地方の自主財源は五〇%近くまで引き上がり、それに地方交付税を加えると、地方財政の運営はよほど弾力性を回復するものと考えますが、総理、大蔵、自治各大臣の御所見を伺いたいのであります。

終わりに、自治体病院についてお尋ねをしたいのであります。最近、自治体病院の経営状態が極

度に悪化しております。四十三年度の決算状況は、単年度で赤字を生じた病院数は五一%に達しており、四十四年度の決算推計によりますと、赤字額は六倍程度に激増し、しかも全病院の中で八二%は赤字病院となるであろうということがいわれておるのであります。このように自治体病院の経営状態が最悪の事態に立ち至りつつある現状から、政府の何らかの援助措置が必要であります。自治体病院運営のいかんは、直ちに国民の福祉に直結するものと言つて過言でないであります。ことに政府の公約であります医療保障制度の抜本改正を早急に断行し、これらの早期解決をはかるべきであると思えます。また、自治体病院の果たしている役割り並びに今後わが国の医療体系に及ぼす影響等、まっとうからこれと取り組むべきであらうと思っておりますが、政府の御所見をただしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 村尾君にお答えいたします。

まず、地方自治の尊重、住民福祉の向上の見地から、地方財政の充実強化に最大の努力を払えとの御提案がありました。住民の日常生活に密着した地方行政の充実をはかること、これこそは内政充実のため最も重要なことでありまして、今後とも十分この内政の充実について、そのための地方財政の充実は十分配慮してまいらるべきであります。特に過密都市対策、公害対策、交通対策を

はじめとして、地方団体がこれから実施すべき事業が著しく増大しております。財政需要もまた増高していることは御意見のとおりであります。特にこれらの事業は、長期的な見地から計画的に実施すべきものでありますので、地方団体が住民の期待にこたえ、積極的に事業を実施し得るよう十分配慮してまいりて考えてまいります。

交付税の減額措置その他についてお尋ねがございましたが、これは所管の大臣の答弁に譲らせていただきます。

最後に、自治体病院の経営状態については、本年二月の診療報酬改定によりまして、かなりの改善を示すものと見込まれますが、今後とも必要な援助措置につきましては配慮してまいります。

なお、医療保険の抜本改革につきましては、現在、関係審議会におきまして御審議願っており、その結論を得て、四十六年度には医療保険の改正に着手できるよう努力したいと、かように考えております。

以上お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○国務大臣(秋田大助君) 地方交付税の性格でございますが、申すまでもなく、国と地方との事務配分、これに見合った経費負担ということから考えられます。国と地方との間に配分されました地方の固有財源であることは申すまでもないのであります。しこうして、これについて貸し借りをしたことはけしからぬじゃないかというお話でござ

います。われわれといたしましては、かねて大蔵省、自治省間の覚え書きの趣旨にも徴しまして、極力これを避けたいと思つたのでございまして、いろいろ国の財政の事情もこれあり、御承知のとおり地方交付税の増徴、増収も予定されまして、ある程度の地方行政水準の維持等も考えられ、地方行政の健全も考えられましたので、諸般の事情を考慮いたしまして、やむを得ず貸し借りの処置に出たものでございまして、今後はこれを避けたいと思つておりますので、今回のところ御了承を得たいと思つております。

なお、地方の仕事は、地方住民が負担する地方税をもつてまかない得るならばけっこうなものでございすけれども、地方税源の配分というものは、必ずしも合理的にまいたらない偏在性があるのでございまして、ここで地方交付税というものの存在があることは申すまでもないのであります。ついでには、ひとつたばこ消費税、専売益金を全部地方に移譲してはどうだろうかというようなお話でございすますが、四七・二%も現在専売益金をたばこ消費税として地方にいたしておるわけでありまして、ひとつ、いろいろ事情を考慮し、さらに検討をしてみたいと思つております。

なお、新しい道路整備五カ年計画に關係して、地方道路目的財源の充実強化をはかる意味におきまして、揮発油税の一部を地方に移譲したらという御提案でございすますが、これらの点につきましては、ひとつ今後十分関係方面と御相談をし、

検討をしてみたいと思つております。

なお、地方自治体病院の経営が、いまだ赤字基調を脱し切れずにいることは事実でございまして、昭和四十四年度におきましては、社会保険診療報酬の改正が行なわれましたが、実施が本年の二月からでございしたために、改定期間が二カ月にとどまること、及び給与改定の実施のための単年度収支を均衡させることはむずかしいと思われますが、昭和四十五年度におきましては、一応単年度収支が償われるものと考えております。

このように自治体病院の経営が悪化している原因につきましてはあえて論じませんが、自治体病院が行なう衛生行政に要する経費及び建設改良に要する経費につきましても、一般会計から病院会計に繰り入れを行なうことといたしまして、地方財政計画において所要の財源措置を講ずる等により、その健全化をはかるとともに、経営の合理化を進めるための対策を引き続き講じてまいりたいと思つております。なお、御参考までに、昭和四十五年度病院事業関係地方財政計画計上額は二百二十六億円でございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 村尾さんから、交付税の減額措置を撤廃せよという御所見でございすますが、この措置につきましては、私も遺憾に存じておるのであります。四十四年度予算編成の際に、大蔵、自治両大臣は、地方交付税交付金の年度間調整の制度を制定しようじゃないかと、それに

よつて四十三年度に行なつたいわゆる貸し借り措置ですね。つまり交付税の減額措置は、これを取りやめようという覚え書きをつくり、国会にもそれを御説明いたした次第であります。何とかしてそのとおりにやろうというふうに考えたのであります。ところが、年度間の調整が非常に制度的にむずかしい問題が多々あるわけでありまして、それが決着に至らない。一方におきまして、四十五年度におきましては、御承知のように、交付税がほうっておきますと三〇%もふえるという状態になる。そうすると、一般会計の予算の規模をうんと拡大させざるを得ない、こういうことにもなり、現下の機微なこの景気情勢下において心配される点もありましたので、まあやむを得ず交付税減額措置をとつたのでありまして、今後この年度間調整につきましては、制度的になお鋭意検討していきたいと、かように考えております。

それから、交付税の性格いかんという問題のお尋ねでございすますが、交付税というのは、中央、地方財政の接点にあるわけでありまして、国のほうから見ますれば、国の所得税、あるいは法人税、あるいは酒税、これを受け入れる、これは国の財源だということにも言えるわけですね。しかし、地方から見ますれば、その三税の法律によつて定められた三三%というものを自動的に受け入れるわけでございますから、そういう意味におきましては、地方が地方の固有財源である、自主財源であると称してもまたふしぎはないのであ

ります。見方によりましては国の財源とも言えるし、地方財源とも言える、そういう性格のものであろうかと思ひます。

それから、今後自主財源を充実せよ、その方法として専売益金を全部地方に移したらいいじゃないかというふうなお話であります、いま自治大臣からお話のように、まあかなりの額が、たばこ消費税につきましては地方に回っておるわけがあります。その上さらに繰り入れを増額するといふようなことは、今日の中央、地方の財政のバランスから見ても、今日中央、地方の財政のバランスから見ていかかであらうかと、かように考へる次第であります。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙君) 日程第三、勤労青少年福祉法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長長佐野芳雄君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

勤労青少年福祉法案

右
国会に提出する。

昭和四十五年四月三日 参議院会議録第九号 勤労青少年福祉法案

昭和四十五年三月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

勤労青少年福祉法案

勤労青少年福祉法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等(第六条―第七条)

第三章 福祉の措置(第八条―第十四条)

第四章 福祉施設(第十五条―第十七条)

第五章 雑則(第十八条―第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もつて勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会にならう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成育するように配慮されるものとする。

第三条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は困若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあつては、事業主又は困若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

第五条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

2 勤労青少年の日は、七月の第三土曜日とする。

3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

第六条 労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

二 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあつては、あらかじめ、婦人少年問題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。

(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第七条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画(以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。)を策定するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は困若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあつては、事業主又は困若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

第五条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

2 勤労青少年の日は、七月の第三土曜日とする。

3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

第六条 労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

二 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあつては、あらかじめ、婦人少年問題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。

(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第七条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画(以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。)を策定するように努めなければならない。

い。

2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあつて必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。

3 前条第二項、第三項及び第五項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第五項及び前項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第五項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三章 福祉の措置

(職業指導等)

第八条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究成果を提供し、勤労青少年の特性に適應した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第九条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適應することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第十条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適應することを容易にするた

め、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

第十一条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行なう等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮)

第十二条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第八条第一項に規定する法定職業訓練又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行なう教育を受ける場合は、当該勤労青少年が当該職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするよう努めなければならない。

(勤労青少年福祉推進者)

第十三条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適應することを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者(以下「勤労青少年福祉推進者」という。)を選任するよう努めなければ

ならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、労働省令で定める。(余暇の有効活用)

第十四条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成育に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるよう努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 福祉施設

(勤労青少年ホーム)

第十五条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するよう努めなければならない。

2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

(勤労青少年ホーム指導員)

第十六条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員(以

下「勤労青少年ホーム指導員」という。)を置くよう努めなければならない。

2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

(雇用促進事業団が設置する施設)

第十七条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条第一項第五号の福祉施設のうち勤労青少年に係るものの設置及び運営を行なうにあつては、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するよう配慮しなければならない。

第五章 雑則

(国の助言等)

第十八条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めなければならない。

(調査等)

第十九条 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

る。

(船員に関する特例)

第二十条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関しては、第六條第一項、同條第四項(同條第六項において準用する場合を含む。)、同條第五項(同條第六項及び第七條第三項において準用する場合を含む。)、第七條第三項及び第十九條中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第六條第四項(同條第六項において準用する場合を含む。)、中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第十三條第二項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(労働省設置法の一部改正)

2 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第 号)に基づいて、勤労青少年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

第九條中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 勤労青少年福祉対策基本方針を定めること
その他の勤労青少年福祉法(第八條から第十一條までの規定を除く。)の施行に関すること。

第十條第一項第八号中「及び港湾労働法」を「、港湾労働法」に、「の施行に関すること」を「及び勤労青少年福祉法(第八條から第十條までの規定に限る。)の施行に関すること」に改める。

第十條の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を「、炭鉱離職者」に、「職業訓練に関すること」を「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十一條の規定に限る。)の施行に関すること」に改める。

第十三條第一項の表中婦人少年問題審議会の項を次のように改める。

婦人少年問題審議会
労働大臣の諮問に應じ、婦人少年問題並びに勤労青少年福祉法の施行及び改正に関する事項を調査審議すること。

第十八條第一項中「及び沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」を「、沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」を「、沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」及び勤労青少年福祉法(これを改める。)

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七

号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十四号の四を第二十四号の五とし、第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二を第二十四号の三とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 船員に係る勤労青少年福祉対策基本方針を定めること。

第五十七條中「及び船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」を「、船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)及び勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

〔佐野芳雄君登壇、拍手〕

○佐野芳雄君 ただいま議題となりました勤労青少年福祉法案について、委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、勤労青少年の福祉に関して、国、地方公共団体、事業主等、関係者の責務を明らかにするとともに、広く国民の関心と理解を深めるため、「勤労青少年の日」を設けることとするほか、職業指導の強化、就職後指導の充実、勤労青少年のためのセンター、体育施設、ホームの建設等、福祉措置を計画的に推進すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、勤労青少年の福祉の理念、福祉措置の具体的な内容と実現方法等をめぐって各委員より熱心な質疑が行なわれました

が、詳細は会議録により御承知を願います。

採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

出席者は左のとおり。

議員
原田 立君
萩原幽香子君
塩出 啓典君
山高しげり君
三木 忠雄君
沢田 実君
矢追 秀彦君
浅井 亨君
小林 章君
上林繁次郎君

副議長 安井 謙君
峯山 昭範君
青島 幸男君
中沢伊登子君
市川 房枝君
内田 善利君
高橋雄之助君
阿部 憲一君
松下 正寿君
楠 正俊君
黒柳 明君

宮崎 正義君	田淵 哲也君
片山 武夫君	伊藤 五郎君
後藤 義隆君	二宮 文造君
多田 省吾君	渋谷 邦彦君
山田 徹一君	高山 恒雄君
梶原 茂嘉君	横山 フク君
鈴木 一弘君	小平 芳平君
中村 正雄君	村尾 重雄君
小山邦太郎君	山崎 五郎君
山崎 竜男君	山本敬三郎君
若林 正武君	渡辺一太郎君
矢野 登君	安田 隆明君
長屋 茂君	永野 鎮雄君
中山 太郎君	西村 尚治君
八田 一朗君	平泉 涉君
柳田桃太郎君	佐藤 隆君
高橋文五郎君	岩動 道行君
河口 陽一君	任田 新治君
田村 賢作君	近藤英一郎君
吉江 勝保君	柴田 栄君
堀本 宜実君	鍋島 直紹君
青柳 秀夫君	前田佳都男君
徳永 正利君	木内 四郎君
西郷吉之助君	新谷寅三郎君
井野 碩哉君	河野 謙三君
上原 正吉君	古池 信三君
初村瀧一郎君	菅野 儀作君
土屋 義彦君	玉置 猛夫君

鈴木 省吾君	小林 匡司君
園田 清光君	山本茂一郎君
中津井 真君	鬼丸 勝之君
佐田 一郎君	大森 久司君
和田 鶴一君	中村喜四郎君
沢田 一精君	二木 謙吾君
長谷川 仁君	源田 実君
鹿島 俊雄君	丸茂 重貞君
木村 陸男君	青田源太郎君
井川 伊平君	金丸 富夫君
櫻井 志郎君	村上 春藏君
田中 茂穂君	江藤 智君
白井 勇君	山本 利壽君
田口長治郎君	平井 太郎君
石原幹市郎君	吉武 恵市君
郡 祐一君	青木 一男君
重政 庸徳君	迫水 久常君
藤田 正明君	宮崎 正雄君
久次米健太郎君	亀井 善彰君
上田 哲君	和田 静夫君
松本 英一君	上田 稔君
長田 裕二君	安永 英雄君
竹田 四郎君	杉原 一雄君
川上 為治君	温水 三郎君
小野 明君	森 勝治君
山本 杉君	谷口 慶吉君
佐野 芳雄君	林 虎雄君
西村 関一君	大森 創造君

西田 信一君	塚田十一郎君
鈴木 強君	占部 秀男君
小柳 勇君	斎藤 昇君
増原 恵吉君	赤間 文三君
廣瀬 久忠君	近藤 信二君
加瀬 完君	大和 与一君
森中 守義君	阿具根 登君
須藤 五郎君	渡辺 武君
春日 正一君	達田 龍彦君
前川 且君	山崎 昇君
村田 秀三君	川村 清一君
沢田 政治君	瀬谷 英行君
松本 賢一君	野上 元君
山本伊三郎君	北村 暢君
横川 正市君	矢山 有作君
久保 等君	岡 三郎君
永岡 光治君	松澤 兼人君
小林 武君	大矢 正君
足鹿 覺君	田中 一君
木村禧八郎君	藤原 道子君
加藤シヅエ君	

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
 大蔵大臣 福田 赳夫君
 労働大臣 野原 正勝君
 自治大臣 秋田 大助君
 内閣法制局第三部長 荒井 勇君

〔第六号参照〕
 審査報告書
 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めらるるの件
 右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
 昭和四十五年三月十七日
 参議院議長 重宗 雄三殿
 外務委員長 長谷川 仁

要領書
 一、委員会の決定の理由
 この協定は、わが國とオーストラリアとの間で所得に対する二重課税の回避及び脱税の防止について取り決めることを目的とし、相手國に支店等の恒久的施設を有する法人の利得に対する相手國の課税制限、船舶及び航空機の運用利得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地國の課税軽減、短期滞在者、教授、学生等の受け取る報酬に対する課税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内税法に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この協定の締結により兩國間の經濟、技術及び文化交流は一層促進されるものと期待されるので、妥當な措置と認められた。
 一、費用
 別に費用を要しない。

審査報告書
 所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本國とイタリヤ共和国との間の条約の締結について承認を求めらるるの件
 右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

外務委員長 長谷川 仁

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、わが国とイタリアとの間で所得に対する二重課税の回避について取り決めることを目的とし、相手国に支店等の恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税制限、船舶及び航空機の運用利得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、教授、学生等の受け取る報酬に対する課税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内税法に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約の締結により両国間の経済、技術及び文化交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるとの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

外務委員長 長谷川 仁

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十五年四月三日 参議院会議録第九号

この条約は、英国の税制改正に伴い、わが国と英国との間の現行の二重課税防止条約の規定を整備し、あわせてOECDモデル条約案に沿った修正案を行なう等の全面的改正を加えた新たな条約である。この条約の締結により両国の経済交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるとの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

外務委員長 長谷川 仁

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、現行の日印間租税協定を修正補足するもので、インドの税制改正に伴い協定の対象税目に変更を加えること、恒久的施設に関する規定を整備すること、船舶の運用利得に対する課税の軽減率を五十パーセントから五十五パーセントに引き上げること等を内容とするものである。この議定書の締結により、両国間の経済交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

戸籍法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

法務委員長 小平 芳平

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、出生及び死亡の届出の利便を図るため、従来事件発生地において届出すべきものと限定されていたのを、事件本人の本籍地又は届出人の所在地のほか事件発生地においても届出ができることとするもので、実情に適した妥当な措置と認められた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

港則法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

運輸委員長 温水 三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、茨城県鹿島港、福井県内浦港、熊本県合津港及び鹿児島県喜入港における港湾施設の整備に伴う船舶交通のふくそうの状況にかんがみ、これらの港に港則法を適用しようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めるとの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

運輸委員長 温水 三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、茨城県鹿島港における海事行政の円滑な運営を確保するため、同港に關東海運局鹿島支局を設置することについて国会の承認を求めようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

一、費用

本件施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

地方行政委員長 山内 一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中部圏の建設の促進に資するため、首都圏及び近畿圏の場合に準じて、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、妥当なものとして認められた。

昭和四十五年四月三日 参議院會議録第九号

一、費用
本法の施行にあたり、昭和四十四年度においては特に費用を必要としない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(配達料外)

発行所

東京都港区赤坂突町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)